

# 下野市高齢者保健福祉計画（第8期）を策定しました

■問い合わせ先 高齢福祉課 ☎(32)8904

今年度からの新たな高齢者保健福祉計画を策定しました。

## 計画策定の主旨

高齢化の急速な進行に伴い、ひとり暮らしの増加による孤立、認知症の方の増加、介護離職や重度要介護者増加による医療と介護の連携など、多くの課題への対応が求められています。

こうした中で、第7期計画の進捗状況と評価を踏まえ、医療計画との整合性を図り、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進、共生社会の実現を見据えた新たな高齢者福祉の方向性を明らかにするため、この計画を策定します。

## 計画の位置付けと期間

この計画は、社会福祉法に定める老人福祉計画と介護保険法に定める介護保険事業計画を一体として策定し、市総合計画や国・県の施策などと連携と調和が保たれたものとしします。

また、計画期間は、令和3年度から5年度までの3か年です。

## 基本理念

「みんなで支え合い 安心して暮らせる 健やかなまちづくり」を基本理念に、次の施策を掲げています。

## ■施策の柱

- 1 生きがいづくりの推進
- 2 介護予防・日常生活支援の推進
- 3 介護・福祉サービスの充実・強化
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 認知症施策の推進
- 6 人材の確保・育成
- 7 安全・安心な暮らしの確保
- 8 地域における支え合い

・助け合いの充実

## 介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、高齢者人口の将来推計等から今後3年間における介護保険サービスに要する費用を見込んで、下表のとおり設定しました。

## ■所得段階別保険料

段階	対象者	算定式	保険料（年）
第1	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.30 (月額1,680円)	2万200円
第2	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.50 (月額2,800円)	3万3,600円
第3	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入120万円超	基準額×0.70 (月額3,920円)	4万7,000円
第4	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.85 (月額4,760円)	5万7,100円
第5	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.00 (月額5,600円)	6万7,200円
第6	市民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20 (月額6,720円)	8万600円
第7	市民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30 (月額7,280円)	8万7,400円
第8	市民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50 (月額8,400円)	10万800円
第9	市民税課税かつ合計所得金額が320万円以上520万円未満	基準額×1.70 (月額9,520円)	11万4,200円
第10	市民税課税かつ合計所得金額が520万円以上720万円未満	基準額×1.90 (月額10,640円)	12万7,700円
第11	市民税課税かつ合計所得金額が720万円以上	基準額×2.10 (月額11,760円)	14万1,100円

※年額の保険料は、100円未満を四捨五入した額を設定しています。

